

(案)

大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく

年次報告書

(平成23年度)



平成24年9月

大阪府

目 次

1. 条例制定の経緯・条例の特徴	3
2. 府・市町村の児童虐待防止等に関する施策の実施状況	5
(資料1) 児童虐待相談の状況等	11
(資料2) 大阪府子どもを虐待から守る条例	15

1. 条例制定の経緯・条例の特徴

条例制定の経緯

大阪府子ども家庭センターに寄せられる児童虐待相談の対応件数及び市町村の児童虐待相談対応件数は、年々増加傾向にあります。

また、平成22年は、大阪府内において児童虐待により子どもが亡くなるなど重大な事案が相次いで発生しました。こうした状況を受け、平成22年9月大阪府議会において、「大阪府子どもを虐待から守る条例」が議員提案により可決、平成23年2月に施行されました。

この条例は、市町村や府民、保護者等とともに、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、府民全体で虐待から子どもを守るための取組みのあり方などを定めています。

本報告書は、条例第9条の規定に基づき、府や市町村の施策の実施状況などについて、毎年度公表することを目的に作成するものです。

条例前文

未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、家庭や学校、地域が連携し一体となって、子どもを虐待から守る環境づくりに努めなければならない。すべての子どもの健やかな発育を保障することは、社会全体の責任である。

しかしながら、貧困が広がり、地域のつながりが希薄になるもとで、子どもへの虐待は後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、死に至らしめる事件も少なからず発生している。

子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず許されないことであり、子どもに対する著しい人権侵害であることを自覚しなければならない。

私たちは、未来を担う子どもを虐待から守り、心豊かに育つ環境づくりのために地域の力を結集することをめざし、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、府の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村や府民、保護者等とともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。

3 府民全体として、子どもの尊厳を守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

条例の特徴

（1）経済的虐待の明確化【第2条第3号関係】

児童虐待防止法に定める「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に加え、「経済的虐待（保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分すること）」についても、虐待の一態様として明確化しました。（なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前からこれらの子どもについても要保護児童として必要な援助を行っています。）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

①、② 略

③ 虐待 法第2条に規定する児童虐待及び経済的虐待（保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいう。以下同じ。）をいう。

（2）48時間以内の安全確認【第13条第1項関係】

虐待通告があった場合、（必要があると認めるときは）48時間以内に直接目視を基本として子どもの安全を確認しなければならないことを条例で位置づけました。（なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前から48時間以内の安全確認を原則としています。）

（通告等に係る対応）

第13条 子ども家庭センター所長は、虐待（経済的虐待を除く。以下この項において同じ。）を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから少なくとも48時間以内に当該子どもを直接目視することを基本として、面会、面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

（3）住宅を管理する者への協力依頼【第13条第3項関係】

居宅における子どもの安全確認のためには、共同住宅等の管理者の協力が必要不可欠であることから、住宅を管理する者に対して安全確認の協力を求めるることを明記しました。（なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前から必要に応じて住宅管理者等への協力を依頼しています。）

3 府は必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他児童の安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

（4）報告書の作成【第9条関係】

毎年、府及び市町村の虐待防止施策の実施状況等について報告書を作成し、公表することとしました。

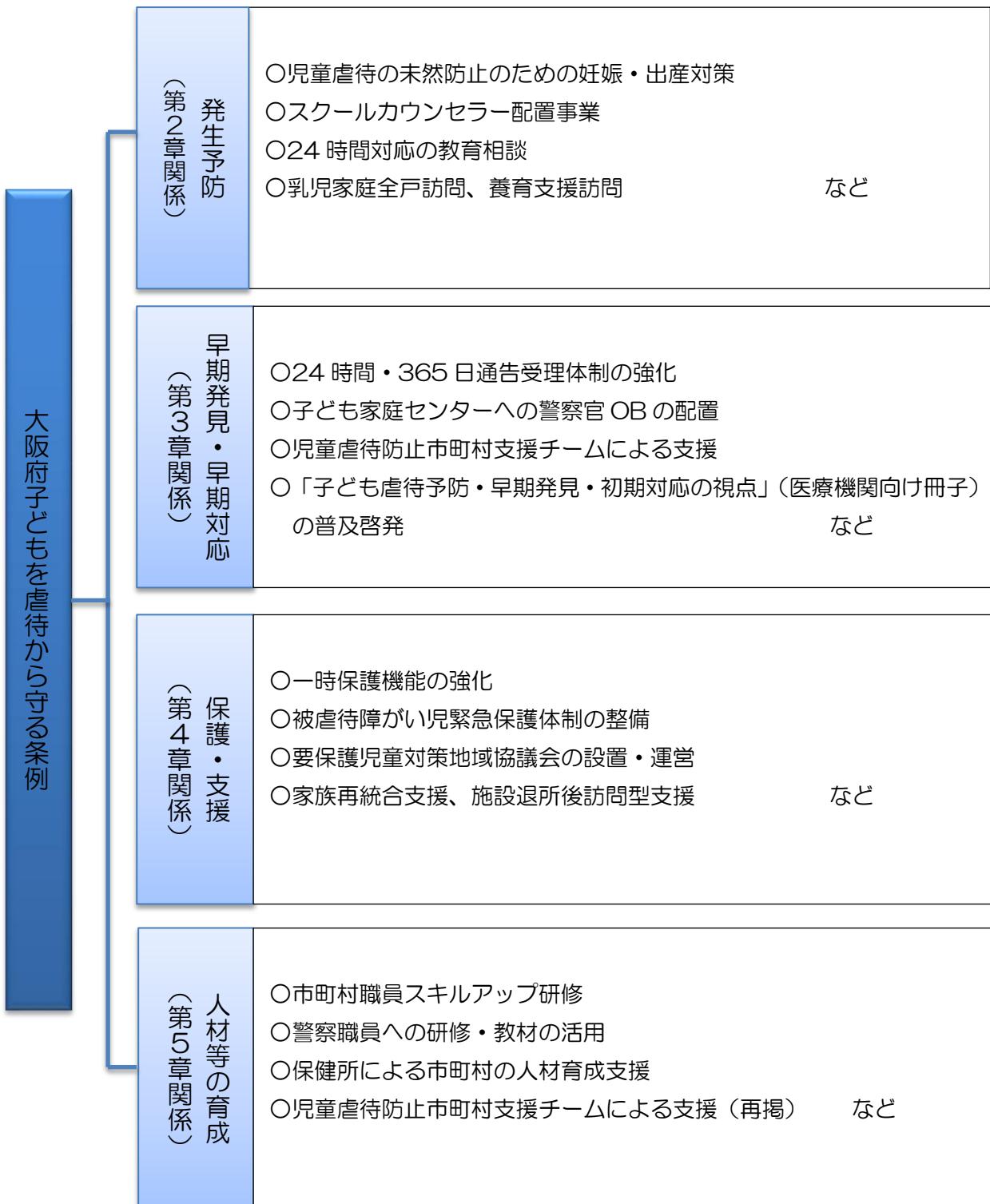
（年次報告）

第9条 知事は、毎年、虐待防止施策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めるものとする。

2. 府・市町村の児童虐待防止等に関する施策の実施状況（平成 24 年度）

(1) 取組体系



(2) 取組みの概要

※()なしある福祉部事業

発生予防の取組み

・【新規】「子ども虐待予防・早期発見・初期対応の視点」（医療機関向け冊子）の普及啓発（健康医療部）

日常診療における児童の虐待予防・早期発見・早期対応・関係機関等との連携に役立てられるよう、標記冊子の医療機関等への普及を図るとともに、医師・医療従事者等に対して研修会等による効果的な啓発を行います。

・児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策（健康医療部）【H23～】

「望まない妊娠相談窓口」を開設して、関係機関と連携した支援を行うとともに、対象者に相談窓口を活用してもらえるよう幅広く案内していきます。

また、妊婦と胎児の健康を守るために妊婦健康診査の受診を勧める取組を行っています。

・若年層に対する「命の大切さ」の啓発（健康医療部）【H23～】

妊娠・出産期から始まる母子の健康及び安全確保を図るため、とりわけ、今後親世代となる若年層に対して、生命や母子の健康に関する知識を学んでいただく事業を実施しています。

・スクールカウンセラー配置事業（教育委員会）

中学校に臨床心理士を配置して、児童生徒の心のケアを行うとともに、学校内の教育相談体制の充実を図っています。（23年度実績：総相談件数 214,830 件、うち虐待に関するもの 3,728 件）

・スクールソーシャルワーカー活用事業（教育委員会）

問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に派遣し、主に、子どもたちの生活環境の改善に働きかけるよう、学校とともに問題の背景や要因についての見立てを行って支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図っています。（23年度実績：総相談件数 3,815 件、うち虐待に関するもの 814 件）

・障がいのある生徒の高校生活支援事業（教育委員会）【H23～】

府立高校の要望に応じて、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、ケース会議への出席の他、生徒・保護者への直接面談等を通して、学校の教育相談体制に関する助言を行っています。（24年度(H24.7.31 時点)で府立高校 151 校に配置（※全日制、定時制をそれぞれ 1 校として計上））

・24 時間対応の教育相談（教育委員会）

24 時間対応の電話相談窓口を設置し、児童虐待を含めた教育相談を実施しています。（23年度実績：24 時間教育相談総相談件数 1,297 件、うち虐待に関するもの 8 件）

・【新規】保護者用リーフレットの作成・配布（警察本部）

調査に対して理解を得るために、通報等に基づき訪問した家庭用のリーフレットを作成し、配布します。

・児童家庭支援センターの運営

児童養護施設等の培ってきた育児ならびに教育のノウハウを活かして、18歳未満の子どもに関する様々な相談に対応する児童家庭支援センターを設置し、子育てに関する相談を受け付け、地域に密着したきめ細かな支援を行っています。（運営：社会福祉法人阪南福祉事業会）（23年度実績：延べ633人からの相談に対応）

・乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）（市町村事業）

生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児支援家庭訪問事業をはじめとした適切なサービスを実施しています。（23年度実績：41市町村（政令市・中核市を除く）で実施）

・養育支援訪問（市町村事業）

出産後間もない時期の家庭に子育て経験者や産褥ヘルパーを派遣して育児等の援助を行っています。また、対人接触を図ろうとしないなどの育児困難な家庭に保健師等を派遣して専門的な支援も行っています。（23年度実績：36市町村（政令市・中核市を除く）で実施）

・乳幼児健診の実施（市町村事業）

母子保健法の規定に基づき、乳幼児を対象に、身体の発育・発達状態や栄養状態等の健康診査を実施しています。（全市町村で実施）

早期発見・早期対応の取組み

・子ども家庭センターへの警察官OBの配置【H23～】

児童虐待通告受理後の児童の安全確認・安全確保を適かつ円滑に行うため、警察官OBを子ども家庭センターに配置しています。

・児童虐待防止市町村支援チーム【H23～】

市町村が虐待のリスクの高い事案を適切に把握し、対応できるよう支援するため、子ども家庭センターOB・OGや弁護士、医師等の専門家からなる府児童虐待防止市町村支援チームを市町村に派遣しています。（23年度実績：9市計57回派遣）

・住宅管理者への条例の周知

公営住宅等や民間住宅の管理者に本条例について説明を行い、リーフレットを配布するなど周知を図っています。（23年度実績：約1,500部配布）

・子ども家庭センターの体制強化

子ども家庭センターに平成23年度に児童福祉司等20名を増員し、チームでのケース対応や事案の進捗管理の徹底など、体制の強化を図っています。

・チャイルド・レスキュー110番（24時間365日受理対応）（警察本部）

府警察本部に児童虐待専用相談電話を設置し、24時間365日の体制で相談を受け付けています。

・子ども家庭センターにおける24時間・365日通告受理体制の強化

子ども家庭センターにおいて、夜間・休日を問わず、児童虐待通告を受理し、対応しています。

・広報啓発事業

近畿6府県、4政令指定都市の共同実施（共同実施についてはH23新規）によるテレビCMや新聞広告などの広報啓発を実施しています。平成24年度は新しいCMを作成し、夏休みと児童虐待防止推進月間である11月に放映します。（23年度実績：テレビCM：7月20日～8月31日及び11月1日～11月30日の期間で約1,350本放送、新聞広告11月1日の5紙（朝日、読売、産経、毎日、日経）に1ページ（全15段）、モノクロで近畿全域掲載）

また、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、そのシンボルである「オレンジリボン」と児童虐待防止を広く普及させるためのキャンペーンを実施しています。



通告促進（条例周知）のリーフレット

・【新規】児童虐待防止キャンペーンの実施等（警察本部）

大阪府、大阪市、堺市の児童相談所ごと（計8か所）で、児童相談所、管轄警察署などが共同で早期通報や児童の安全確認に対する協力を求めるパネル展示やリーフレットの配布等を行うキャンペーンを実施しています。



広報啓発用のリーフレット

- ・【再掲】【新規】「子ども虐待予防・早期発見・初期対応の視点」（医療機関向け冊子）の普及啓発（健康医療部）
- ・【再掲】障がいのある生徒の高校生活支援事業（教育委員会）【H23～】
- ・【再掲】スクールソーシャルワーカー活用事業（教育委員会）

保護・支援の取組み

・一時保護機能の強化

一時保護所において、一時保護児童に適切な支援、教育を実施するための学習支援協力員を配置しています。また、児童の一時保護委託受入施設に対する事業費の加算を行うとともに、新たな一時保護所設置に向けた準備を進めています。

・被虐待障がい児緊急保護体制の整備【H23～】

府立福祉型障がい児入所施設（旧知的障がい児施設、「府立施設」という。）に、一時保護所では対応が困難な知的障がい児の緊急保護機能（保護・行動観察・短期支援）を付与し、心理担当職員を配置して心理的ケアを行っています。また、府立施設に配置する療育改善支援員が、民間施設に赴き療育環境の改善を支援したり、中軽度の被虐待障がい児に対して、より質の高いケアを提供できるよう民間施設に対する研修等を実施するなど、府立施設のノウハウを活用し、民間施設での被虐待障がい児支援が向上できるよう支援を行っています。（23年度実績：府立金剛コロニーに一時保護居室男女1室ずつ計2室整備（H23.10.31完成）、完成後の受け入れ日数62日。民間4施設へ療育改善支援員が計145日訪問支援、研修は計9回実施、移設でのケアの向上を図った。）

・家族再統合の支援等

「家族再統合援助ガイドライン」、「施設退所児童援助プログラム」を作成し、子ども家庭センター職員への研修を通じて活用を図ります。

・児童虐待等危機介入援助チームの活用

深刻な虐待等、子どもの権利侵害の訴えに適切に対応するため、法律や小児・児童精神医療等の専門家からなる児童虐待危機介入援助チームを設置し、子ども家庭センターと連携して子どもへの援助を行っています。（23年度実績：委員75名のべ877回）

・市町村要保護児童対策地域協議会への支援

福祉、保健、教育、人権擁護などの機関が参画している虐待防止ネットワークを児童福祉法に基づき要保護児童対策地域協議会に移行、充実させました。（22年4月に府内全41市町村に設置）

・家族再統合支援事業

子ども家庭センターとNPO法人等の専門機関が協働して、「子どもを虐待してしまった、あるいは虐待するおそれのある保護者」及び「虐待を受けた子ども」への支援プログラムの導入を通じて効果的な支援手法を確立することにより、再発防止や家族再統合に向けた支援を行っています。

・【新規】施設退所後訪問型支援事業

府が養成した子ども家庭センターが施設退所児童の家庭を訪問する支援を実施して虐待の再発防止を図るとともに、効果的な訪問型支援の手法をガイドラインにまとめる事業を実施します。

人材等の育成の取組み

・市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修

市町村において児童家庭相談が円滑に行われるよう、市町村職員向け児童家庭相談のガイドラインを改定するとともに、市町村職員に対する 12 日間 24 講座の研修を実施しています。(23 年度実績：40 市町の職員延べ 1,097 人が受講)

・【再掲】児童虐待防止市町村支援チームの派遣

・保健所による市町村の人材育成支援（健康医療部）【H23～】

社会的ハイリスク妊婦や母子に対する適切な保健指導や支援が行えるよう、府保健所が市町村保健センターの人材育成を行っています。

・児童虐待対応力強化のための視聴覚教材の制作（警察本部）【H23～】

児童虐待を認知した際の具体的な対応要領や虐待を見分けるポイント等について、視聴覚教材（教養DVD）を活用して、警察職員の対応力の強化を図ります。

・児童虐待対応に関する研修の実施（警察本部）【H23～】

平成 24 年度は、児童虐待事案の早期発見を図るために、警察署少年係長等を対象とした医師等による研修を行います。また、児童虐待対策係員のスキルアップを図るため、「子ども虐待防止シンポジウム」等への研修会に参加します。

・【新規】児童虐待対応携帯用小冊子の作成（警察本部）

児童虐待の対応時の着眼点等をまとめた警察官用の小冊子を作成し、的確な対応に繋げます。

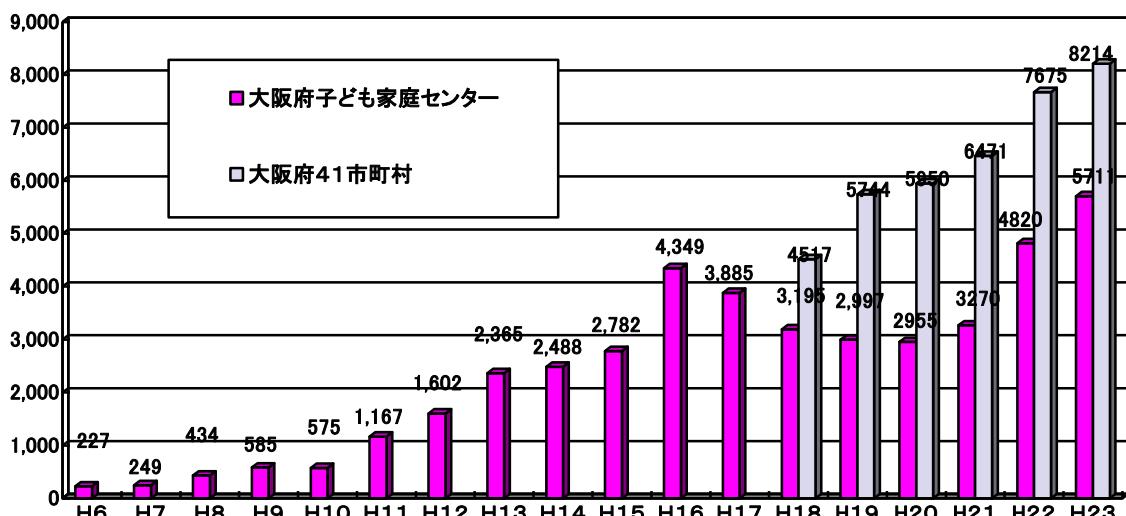
・【再掲】【新規】「子ども虐待予防・早期発見・初期対応の視点」（医療機関向け冊子）の普及啓発（健康医療部）

(資料1) 児童虐待相談の状況

(1) 全国及び大阪府における児童虐待相談対応件数の推移 (単位:件)

	H19	H20	H21	H22	H23
全国児童相談所	40,639	42,664	44,211	56,384	59,862
大阪府子ども家庭センター	2,997	2,955	3,270	4,820	5,711
府内 41 市町村 (政令市除く)	5,744	5,950	6,471	7,675	8,214

大阪府子ども家庭センターと大阪府41市町村における虐待相談対応件数の推移



(2) 大阪府子ども家庭センターにおける平成23年度の状況

① 児童虐待相談の経路 (単位:件、%)

	家族		親戚	近隣・知人	児童本人	児童相談所	福祉事務所	児童委員	保健所・保健センター	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
	虐待者	虐待者以外													
相談件数	295	257	146	1,193	57	977	606	25	72	135	141	1,105	369	333	5,711
構成比	5.2	4.5	2.6	20.9	1.0	17.1	10.6	0.4	1.3	2.4	2.5	19.3	6.5	5.8	100

② 児童虐待相談の主な虐待者

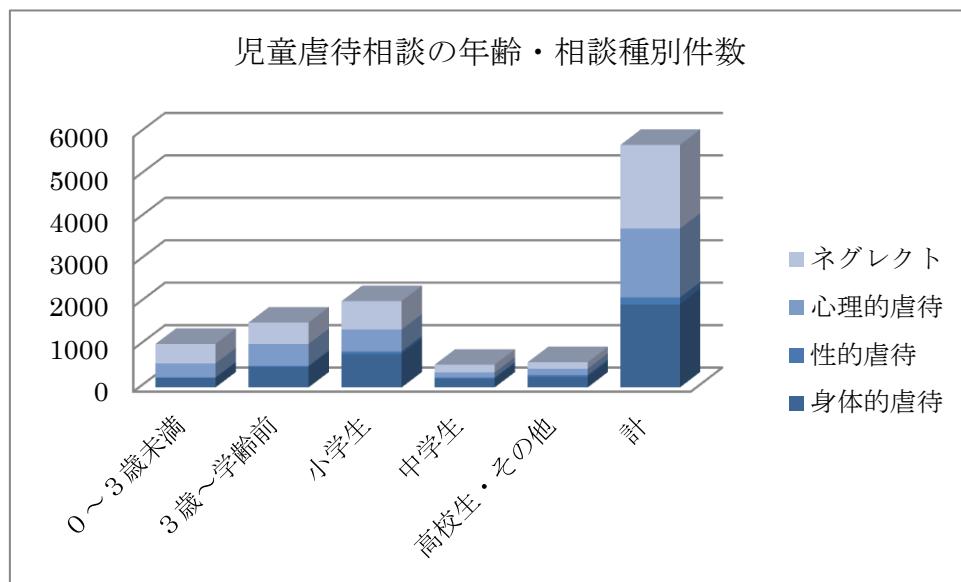
(単位:件、%)

	実父	実母	実父以外の父親	実母以外の母親	その他	計
相談件数	1,421	3,415	263	64	548	5,711
構成比	24.9	59.8	4.6	1.1	9.6	100

③ 児童虐待相談の年齢・相談種別件数

(単位:件、%)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	構成比
0~3歳未満	230	4	330	460	1,024	17.9
3歳~学齢前	484	24	514	506	1,528	26.7
小学生	786	62	515	668	2,031	35.7
中学生	208	26	117	184	535	9.4
高校生・その他	246	48	145	154	593	10.3
計	1,954	164	1,621	1,972	5,711	100
構成比	34.2	2.9	28.4	34.5	100	



④ 相談事由別一時保護の実施状況

(単位:人、日)

	虐待	その他 養護	障がい	非行	育成	保健・ その他	計
保護人数	812	402	10	250	107	8	1,589

延べ保護日数	20,790	6,620	154	3,270	1,729	37	32,600
--------	--------	-------	-----	-------	-------	----	--------

⑤ 虐待相談対応における一時保護件数（委託一時保護を含む）の推移

年度	一時保護所	委託一時保護	一時保護計	内職権保護
H20 年度	264	204	468	290
H21 年度	318	207	525	382
H22 年度	314	345	659	485
H23 年度	347	465	812	675

⑥ 立入調査・警察官の同行

年度	立入調査	警察官同行
H20 年度	8	10
H21 年度	12	12
H22 年度	15	20
H23 年度	14	15

⑦ 法的対応

年度	28条請求	内承認	親権喪失請求	後見人選任請求	後見人解任請求
H20 年度	22	16	0	0	0
H21 年度	19	18	0	0	0
H22 年度	21	14	0	0	0
H23 年度	23	22	2	0	0

⑧ 児童虐待相談後の状況

(単位：件、%)

		児童福祉施設入所、 里親・保護受託者委託	面接指導	その他	計
H20	件数	249	2,625	81	2,955
	構成比	8.4	88.8	2.8	100
H21	件数	253	2,935	82	3,270
	構成比	7.7	89.8	2.5	100
H22	件数	244	4,455	121	4,820
	構成比	5.1	92.4	2.5	100
H23	件数	270	5,303	138	5,711
	構成比	4.7	92.9	2.4	100

(資料2) 大阪府子どもを虐待から守る条例関係データ

① 経済的虐待相談の件数（条例第2条第3号関係）

（単位：件）

	子ども家庭センター	市町村
中学生未満	0	0
中学生	0	1
高校生・その他	5	1
計	5	2

② 48時間以内の安全確認実施件数（条例第13条第1項関係）

（単位：件）

	子ども家庭センター	市町村
安全確認件数	4,895	3,322
48時間以内の安全確認件数	4,679	2,631
直接確認件数	1,684	968
	間接確認件数	2,995
		1,663

③ 住宅管理者等への協力依頼件数（条例第13条第3項関係）

（単位：件）

	子ども家庭センター	市町村
依頼件数	17	2
協力が得られた件数	12	2

（資料3）大阪府子どもを虐待から守る条例

未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、家庭や学校、地域が連携し一体となって、子どもを虐待から守る環境づくりに努めなければならない。すべての子どもの健やかな発育を保障することは、社会全体の責任である。

しかしながら、貧困が広がり、地域のつながりが希薄になるもとで、子どもへの虐待は後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、死に至らしめる事件も少なからず発生している。

子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず許されないことであり、子どもに対する著しい人権侵害であることを自覚しなければならない。

私たちは、未来を担う子どもを虐待から守り、心豊かに育つ環境づくりのために地域の力を結集することをめざし、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、府の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村や府民、保護者等とともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)子ども　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。

(2)保護者　法第2条に規定する保護者をいう。

(3)虐待　法第2条に規定する児童虐待及び経済的虐待（保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいう。以下同じ。）をいう。

(4)関係機関等　学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第3条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。

3 府民全体として、子どもの尊厳を守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

（府の責務）

第4条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「虐待防止施策」という。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 府は、子どもを虐待から守るために、子ども家庭センターの体制を毎年検証し、きめ細かな対応ができる体制及び施設の整備をしなければならない。

3 府は、子どもを虐待から守るために、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、府が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

4 府は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村及び関係機関等と連携し、並び

に府民及び虐待の防止に取り組む地域の団体の協力を得るものとする。

5 府は、市町村（大阪市及び堺市を除く。以下同じ。）が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「市町村の施策」という。）を支援するよう努めなければならない。

（府民との協働）

第5条 府は、府民に対して子どもを虐待から守ることに関する理解の促進に努め、府民は、虐待防止施策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めるものとする。

（保護者との協働）

第6条 府は、保護者に対して自らが子育てについての第一義的責任を有することの認識を深めさせ、保護者は、子どもの心身の健全な成長及び発達に努めるものとする。

（関係機関等との協働）

第7条 府は、市町村と連携し、関係機関等が行う子どもを虐待から守ることに関する取組（以下「関係機関等の取組」という。）について必要な支援を行うものとする。

2 府は、関係機関等に対し、府が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

（基本計画）

第8条 知事は、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府子ども条例（平成19年大阪府条例第5号）第10条第1項に基づき策定する計画に、次に掲げる事項を盛り込まなければならない。

(1)子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止施策についての基本的な方針

(2)前号に掲げるもののほか、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（年次報告）

第9条 知事は、毎年、虐待防止施策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めるものとする。

（啓発活動）

第10条 府は、子どもを虐待から守ることに関する府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第2章 予防

第11条 府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を行うよう努めるものとする。

2 府は、虐待を未然に防止するため、市町村と連携し、子どもの虐待を防止するための人権教育の推進に努めなければならない。

3 府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

第3章 早期発見及び早期対応

（早期発見）

第12条 府は、子どもに対する虐待が早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等との連携を十分図るとともに、子育てを見守る地域社会で、虐待の早期発見と防止のネットワークを確立できるよう必要な支援を行うものとする。

（通告等に係る対応）

第13条 子ども家庭センター所長は、虐待（経済的虐待を除く。以下この項において同じ。）を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要がある

と認めるときは、通告を受けてから少なくとも 48 時間以内に当該子どもを直接目視することを基本として、面会、面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

2 前項の虐待を受けた子どもの保護者及び保護者以外の同居人は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

3 府は必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他児童の安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

4 前項により、府から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。

(通告等に係る体制の整備等)

第 14 条 府は、市町村及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

2 府は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(安全の確保のための協力)

第 15 条 子ども家庭センター所長は、法第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第 9 条の 3 第 1 項の規定による臨検若しくは搜索及び同条第 2 項の規定による調査若しくは質問又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護を行うに際し、必要があると認めるときは、警察及び市町村に対し、子どもの安全の確認及び確保のための協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第 16 条 府は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、市町村及び関係機関等と通告に係る子ども及びその家庭に関わる情報を共有し、活用することができる。

第 4 章 保護及び支援

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第 17 条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

(虐待を行った保護者への援助等)

第 18 条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための援助の徹底等に努めなければならない。

(子ども自身による安全確保への支援)

第 19 条 府は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするために、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

第 5 章 人材等の育成

(人材等の育成)

第 20 条 府は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るために、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を実施するものとする。

2 府は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、子育てに関する支援及び虐待の防止に取り組む地域の団体等の育成に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第 21 条 府は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。）の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例（昭和 27 年大阪府条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表大阪府子ども施策審議会の項中「子ども施策」の下に、「(大阪府子どもを虐待から守る条例（平成 22 年大阪府条例第 105 号）第 4 条第 1 項に規定する虐待防止施策を含む。)」を加える。